

産業廃棄物処分業許可証

住 所 群馬県前橋市富士見町小暮2420番地

氏 名 有限会社須田工業
代表取締役 須田哲子

優良

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第6項の許可を受けた者であることを証する。

複製厳禁

群馬県知事 山本 一太

許可の年月日 令和4年7月2日

許可の有効期限 令和11年7月1日

公開を目的とした
許可証（写）です。

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

中間処理（破碎（移動式））

(2) 産業廃棄物の種類

中間処理（破碎（移動式））

①ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、②がれき類（以上2種類）

2 事業の用に供するすべての施設

(1) ア 中間処理施設（破碎（移動式））の設置場所

前橋市及び高崎市の区域を除く群馬県内一円（産業廃棄物の発生現場に限る。）

（駐機場所：群馬県前橋市富士見町赤城山字下横道332番1の一部）

イ 中間処理施設（破碎（移動式））の設置年月日

平成24年 2月14日

中間処理施設（破碎（移動式））の許可年月日及び許可番号

平成24年 1月27日 群馬県第355-0号

ウ 中間処理施設の最大処理能力

(ア) 施設の種類 破碎（移動式）

産業廃棄物の種類及び能力

ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず [408 t/日]

がれき類 [736 t/日]

エ 中間処理施設で処理する産業廃棄物の保管場所

なし

3 許可の条件

公開用

様式第九号の二 (第十条の六関係)

なし

4 許可の更新、変更の状況

平成24年	7月	2日	新規許可
平成29年	7月	2日	更新許可
令和4年	7月	2日	更新許可

5 規則第10条の4第7項の規定による許可証の提出の有無

有・無